

# 地産地消推進のための基本方針

平成20年 3月 6日  
福 島 県

## 1 趣旨

本県においては、県民相互の連携と協力、いわゆる「結」の精神を基調として、「地産地消」の考え方を県政のあらゆる分野において展開することにより地域の活性化を促進することを目的に、平成14年6月に「福島県地産地消推進プログラム」を策定した。

これ以降、全県的な運動として多様な地産地消推進の取組みを展開してきた結果、県民による地域産品利用を促進するための仕組みや全県的な運動として普及を図るための制度等が構築されるなど一定の成果をあげてきたところである。

これまでの成果を踏まえ、個性豊かな地域づくりを目指し、地域の魅力を高め、地域をより一層活性化するためには、今後とも全県的な運動として「地産地消」を進めていくことが必要であることから、各部局における「地産地消」の更なる主体的かつ積極的な取組みを図るため、ここに基本方針を定めるものである。

## 2 基本理念

本県は、豊かな風土から生まれた農林水産物や地域に根ざした地場産品、豊かな自然や景観、文化、歴史などの地域資源に恵まれており、これらの恵みを享受して地域社会が形成されてきた。

こうした地域社会を将来にわたって持続し発展させていくためには、個々の地域資源を見つめ直し、地域自らがそれらの地域資源に愛着を持って積極的に利活用する地産地消を推進していくことが重要である。地産地消の進展は、地域経済の循環の活性化や地域コミュニティの醸成に大きく貢献することとなる。また、これらのことを通して個々の地域資源がブランド力を高めたり、その地域自体が魅力を高めることで、地域外（県外）への訴求力を向上させ、さらなる交流が拡大していくことが期待できる。

一方で、地産地消には、産品等の移動距離を最小限とし限りある資源やエネルギーの節約が図られるといった環境対策に貢献する側面も有している。

このため、地産地消の推進を、地域経済の循環を活性化し、地域コミュニティを醸成するとともに環境保全に寄与しながら県民の暮らしを豊かなものにする本県の重要な施策の一つとして位置付け、全県的な運動として取り組むこととする。

## 3 推進に当たっての視点

地産地消の推進に当たっては、地域住民の一人ひとりとはもとより個々の地域社会が、「地域の資源＝地域の宝」に誇りや愛着を持ちつつ、次の三つの視点を踏まえた取組みを進めていくことが重要である。

(1) 地域経営・地域貢献

域内（県内）の生産、流通、消費における各経済主体が、地域全体をひとつの経営体として認識し、それぞれの立場で行動することにより、地域全体の活性化のために貢献する。

(2) 域内産業の連携

域内（県内）の各経済主体同士が、緊密に相互連携し、新たな商品の研究開発や流通体制の整備などを促進する。

(3) 開かれた地域経済

地産地消の推進は、閉鎖的・保護的な地域経済を目指すものではない。地産地消の取組みを通して県産品等の商品力に磨きをかけてブランド力を高め、競争力のある地域経済の形成を推進する。

#### 4 推進方針

(1) 県自らの率先した取組み

県政のあらゆる分野において、県自らが率先して県産品の利活用に積極的に取り組むことにより、地産地消の推進を広く県民にアピールする。

ア 県産品の利活用の推進

事務・事業の執行のために必要な物品調達に当たっては県産品の利活用に努めるとともに、県有施設の給食や食堂等で使用される食材についても県産品の利用促進に努める。

また、県職員は地元の商店街などを積極的に活用し、率先して県産品の購入・利用及びPRに努める。

イ 公共施設の整備に当たっての県産材利用の推進

公共施設の整備に当たっては県産木材や石材等の使用に努める。

特に、県有建築物の整備に当たっては、「県有施設の木造化、木質化の推進に関する指針（平成14年4月1日施行）」に基づき県産木材の利用に努める。

(2) 県民の主体的な取組みを促進するための施策展開

ア 県民による県産品等の利用促進

本県の豊かな風土から生まれた農林水産物や地域に根ざした地場産品を改めて見直し、県民の積極的な利活用を促進するとともに、地域経済を支える農林水産業や地元商工業、サービス業の活性化を支援する。

県産農林水産物を始めとした県産品の普及・啓発を図り、県産品に対する県民の理解を促進し、消費意欲の高揚に努める。

食品表示や生産履歴などの食品の安全性に関する情報の提供に努めるとともに、消費者のニーズに対応した安全で良質な農林水産物の生産拡大を促進する。

農林水産物生産者、流通業者及び食品製造業者等が連携した農林水産物の安定的な供給体制の整備や新たな加工食品の開発等への取組みを促進する。

学校給食等における県産品の利用拡大を促進するとともに、食育の推進等を通

した教育現場などにおける地産地消を促進する。

消費者ニーズに的確に対応した魅力的な地場産品や地元工業製品等の開発を促進するとともに、地場産品等に関する情報提供・発信を支援する。

大型小売店、飲食店及び旅館等における県産品の取扱いを促進するとともに、県民の地域における購買活動を促進する。

風力や水力、太陽光、バイオマスなどの再生可能な地域資源を活用した地産地消型のエネルギー利用の浸透を図る。

#### イ 県民による県内観光・交流施設等の利用拡大

県内の観光資源や文化施設、公共交通機関等の利活用についても「地元のものを地元で活用する」という広い意味での地産地消ととらえ、「地域の資源＝地域の宝」を再認識することにより、新たな地域づくりや交流の活性化につなげる。

地域の豊かで多様な観光資源等の「地域の宝」を生かした県民向けの観光商品の企画を支援し、県内各地域における地域間交流を促進する。

ピックパレットふくしま等の本県の特色ある交流拠点施設等について、県民の相互交流の場として利用を促進する。

県民空港としての福島空港や物流基盤としての小名浜港及び相馬港、更には地域住民の生活を支える公共交通機関について、県民あるいは県内企業等による利活用を促進する。

### (3) 地産地消推進を全県的な運動にするための普及・啓発

地産地消の推進に当たっては、全県的な幅広い運動として展開していくことが重要であることから、積極的に情報提供を図りながら普及・啓発に努める。

#### ア 総合的な情報提供・発信

県民に対して、地産地消についての総合的な情報を積極的に提供し、全県的な普及・啓発に努めるとともに、県民の主体的な活動を促す。

#### イ 地産地消月間の実施

毎年10月、11月を地産地消月間とし、地産地消推進の機運を高め、生産者、製造業者及び消費者等がより一層積極的に取り組む機会とする。

#### ウ 福島県地産地消シンボルマークの普及

福島県地産地消シンボルマークの普及に努め、地産地消推進の全県的な運動としての定着を図る。

## 5 推進体制等

(1) 各部局における地産地消の主体的取組みの促進と相互連携を図るため、「福島県地産地消推進会議」を設置する。また、各地方ごとに地域の特性を活かした取組みを推進するため、各地方振興局に「地方地産地消推進会議」を設置するものとする。

(2) 各部局は、それぞれが実施する地産地消関連事業について自ら進行管理を行うものとする。また、企画調整部は、地産地消推進の動向を把握するため、各部局の協力を得ながら必要に応じ関連する基礎的資料を収集するものとする。